

村 上 市

パートナーシップ制度及び ファミリーシップ制度利用の手引き

村上市

令和6年3月発行

Ver. 1



目次

1. 村上市パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度とは	1
2. 届出を行うことができる方（以下の要件を満たす方）	1
3. 届出に必要な書類	2
4. 届出の流れ	4
5. こんなときは	6
6. Q & A	8

1. 村上市パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度とは

双方または一方が、性自認が出生時に判定された性と一致しない方または性的指向が異性に限らない方を対象に、お互いが人生のパートナーとして協力し合うことを約束する「パートナーシップ」の届出を受け付け、市が証明する制度です。また、パートナーシップ関係にある方の親族が家族として生活する「ファミリーシップ」の届出も同時に行うことができます。

なお、この制度における用語が示す意味は、以下のとおりです。

パートナーシップ

双方または一方が、性自認が出生時に判定された性と一致しない方または性的指向が異性に限らない方であって、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約束した二人の関係

ファミリーシップ

パートナーシップを結ぶ二人の双方又または一方と生計を一にする子や親等が、家族として協力し合う関係

2. 届出を行うことができる方（以下の要件を全て満たす方）

パートナーシップ

- 双方またはいずれか一方が、性自認が出生時に判定された性と一致しない、または性的指向が異性に限らない方であること。
- 双方が成年（18歳）に達していること。
- 双方またはいずれか一方が、村上市内に住所を有している、または1か月以内に村上市内への転入を予定していること。
- 双方とも配偶者（事実上の婚姻関係（パートナーシップまたはこれに類する関係を含む。）にある方を含む。）がないこと。
- 双方が近親者（直系血族、3親等以内の傍系血族又は直系姻族）でないこと。（その関係が養子縁組により生じているときを除きます。）

ファミリーシップ

- パートナーシップにある方の双方またはいずれか一方の3親等以内の親族（これに相当すると市長が認める方を含みます。）であること。
- パートナーシップにある方の双方またはいずれか一方と生計を一にしていること。

3. 届出に必要な書類

パートナーシップ

- 村上市パートナーシップ・ファミリーシップ届出書
- 本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証など官公署から発行され、本人の顔写真が貼付されたもの）
- 届出書に記載する全ての方の住民票の写し

※届出日から1か月以内に発行されたものに限りです。

※個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

- 戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、独身証明書など婚姻をしていないことが確認できる書類
- 日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類（通称名の記載を希望する場合）

◆ 転入予定の方の届出

双方またはどちらか一方が、転入予定（届出日から1か月以内）の方も届出ができます。その場合は、転入後速やかに転入したことがわかる書類の写しを提出してください。

例：住民票、住民票記載事項証明書等

ファミリーシップ

- パートナーシップの届出に必要な書類一式
- パートナーシップの届出をされる方との関係性がわかる書類（戸籍全部事項証明書）
 - ※ 届出者と同居の場合、住民票で確認できる場合は住民票でも可とします。
 - ※ 届出日から1か月以内に発行されたものに限りです。
 - ※ パートナーシップ届出者の確認のために添付する住民票や戸籍全部事項証明書等にファミリーシップ対象者の記載があり、届出者との関係性が確認できる場合は不要です。
- パートナーシップ届出者の双方または一方とファミリーシップ対象者の生計が同一であることが確認できる書類
 - ※ 詳しくはお問い合わせください。

☆上記のほか、書類の追加提出をお願いする場合があります。

4. 届出の流れ

事前予約（電話、メール、アンケートフォーム）

届出を希望する日の7日前までに電話、メール、アンケートフォームのいずれかにて、届出日を予約してください。折り返し、電話の場合は電話で、メール、アンケートフォームの場合はメールにて、日時や場所等の確認、連絡を行います。

- ・「届出する二人の氏名・住所・電話番号・届出希望日時（第3希望まで）」をお伝えください。
- ・メールの場合、タイトルを「パートナーシップ届出予約」としてください。
- ・アンケートフォームの場合は、下記コードから予約をしてください。
- ・ご事情により窓口へ来庁しての届出ができない場合は、郵送でも対応しますので、その旨をご連絡ください。

※届出の受付時間は、月曜から金曜（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時まで除く）です。

※ファミリーシップの届出を併せて希望する場合は、ファミリーシップ対象者の氏名、パートナーシップの届出をする二人との関係性及び生計が同一であることについてもお伝えください。

【連絡先】 村上市役所 市民課 生活人権室

電話：0254-53-3363

メール：shimin-ji@city.murakami.lg.jp

アンケートフォーム



届出（来庁する場合）

予約が確定した日時に必要書類をお持ちの上、届出をする二人で直接お越しください。（二人での来庁が難しい場合は、ご相談ください。）

※届出は原則、個室で対応します。

※書類に不備があった場合は後日改めてお越しいただき、ご提出いただく場合があります。

届出書受理証明書及び証明カードの交付

届出から1週間後を目途に、届出書受理証明書（1部）と証明カード（記載されている方にそれぞれ1部ずつ）を交付します。原則として窓口での交付となります。（郵送での受け取りを希望する場合は、ご相談ください。）

※届出書受理証明書及び証明カードの準備ができ次第、交付します。

届出（郵送の場合）

必要書類を同封の上、簡易書留など配達記録が残る方法で郵送してください。届出証明の受理日は市に到着した日となりますが、書類の不備などあった場合は、延期になります。

届出した方へ市より確認の連絡

届出をした二人に対し、提出の意思についての確認をします。

届出書受理証明書及び証明カードの交付（郵送）

郵送到着から1週間後を目途に、届出書受理証明書（1部）と証明カード（記載されている方にそれぞれ1部ずつ）を交付します。簡易書留による郵送となります。（窓口での受け取りを希望する場合は、ご相談ください。）

※届出書受理証明書及び証明カードの準備ができ次第、郵送します。

5. こんなときは

(1) 証明書等を紛失・き損したとき

証明書等を紛失、き損・汚損し、再交付を希望する場合は、「村上市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等再交付願」を提出してください。届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 届出事項に変更があったとき（記載の追加・除外）

届出事項に変更（住所、氏名、ファミリーシップの追加・除外）があったときは、「村上市パートナーシップ・ファミリーシップ内容変更届出書」を届出書受理証明書及び証明カードとともにご提出ください。届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

(3) パートナーシップを解消したとき

当事者の意思によりパートナーシップを解消したときは、「村上市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届出書」とともに届出書受理証明書及び証明カードを返還してください。

(4) 市外へ転出するとき

パートナーシップの双方が市外へ転出するときは、「村上市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届出書」とともに届出書受理証明書及び証明カードを返還してください。

(5) パートナーが死亡したとき

パートナーが亡くなったときは、「村上市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等返還届出書」とともに届出書受理証明書及び証明カードを返還してください。

◆パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等が無効となるとき
次の場合には、届出受理証明書と証明カードを無効とします。
速やかに返還願います。

- ・虚偽の届出を行ったとき。
- ・当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- ・要件（1～2 ページ）に該当しないとき。
- ・転入予定で届出をした場合、届出日から1か月以内に市内への転入を証明する書類を提出しないとき。

※パートナーシップの届出が無効となったときは、それに基づくファミリーシップについても無効となります。

6. Q&A

Q 1. 婚姻制度と村上市パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度はどのような違いがありますか。

- A 1. 婚姻は法律に基づき行われるもので、相続や財産上の権利、扶養義務など、法律上の権利等が発生します。
一方、村上市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、市が独自に実施するものであるため、法律上の権利や義務は発生しません。

Q 2. 村上市に住んでいなくてもパートナーシップの届出をすることはできますか。

- A 2. どちらか一人が市内に住んでいる場合（1か月以内の転入を予定している場合も可）に届出ができます。その場合、他の一人は市外在住でも構いません。

Q 3. 同居していないと届出できませんか。

- A 3. 必ずしも同居している必要はありません。ただし、ファミリーシップ対象者については、生計が同一であることが必要です。

Q 4. 養子縁組をしても、パートナーシップ・ファミリーシップの届出はできますか。

- A 4. 二人が近親者（養子縁組によって近親者となった場合を除く）でなければ、パートナーシップの届出が可能です。また、養子・養親であっても、生計が同一であるなどの条件を満たせばファミリーシップ届出制度の対象となります。

Q 5. 届出受理証明書等に通称名は記載されますか。

A 5. 届出受理証明書及び証明カードに通称名を記載することができます。通称名の記載を希望される方は、届出時に日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類をご提示ください。なお、本制度における証明書及び証明カードに記載する通称名は、他の行政手続きにおける通称名使用を認めたり、民間サービスにおいて通称名を使用することを保証したりするものではありません。

Q 6. 届出に費用はかかりますか。

A 6. 届出受理証明書や証明カードの発行に費用はかかりません。ただし、届出の必要書類によっては、取得に費用が発生するものがあり、その場合は自己負担となります。

Q 7. 個室で手続きをすることはできますか。

A 7. 来庁しての届出は、原則として個室にて対応いたします。

Q 8. 届出受理証明書や証明カードは即日交付されますか。

A 8. 提出書類の確認及び届出受理証明書等の作成のため、交付まで1週間ほどお時間をいただきます。

Q 9. 二人揃って届出に行かなければなりませんか。

A 9. 原則として、二人でお越しいただくこととしておりますが、事情によりお越しいただくことができない場合にはご相談ください。なお、届出書の確認事項は必ず二人でご確認の上、署名（自書）していただく必要があります。

Q 1 0. 郵送やインターネットによる届出はできますか。

A 1 0. 窓口での本人確認等を行う必要があるため、インターネットによる届出はできません。窓口にお越しいただくことが難しいご事情がある場合は郵送で対応しますので、お問い合わせください。

Q 1 1. 二人とも市外に引っ越しをするときは手続が必要ですか。

A 1 1. 証明書等返還届出書を提出するとともに、届出書受理証明書及び証明カードを返還してください。

Q 1 2. 届出に予約は必要ですか。

A 1 2. 事前に予約が必要です。まず、電話、メール、アンケートフォームにて届出希望日の7日前までに行ってください。連絡により、確定した届出日時を確認の上、来庁してください。

Q 1 3. 届出はいつ行うことができますか。

A 1 3. 届出や届出受理証明書等の交付は、年末年始・祝日を除く月曜から金曜の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）です。

Q 1 4. 証明書の交付・受け取りはどのような方法でできますか。

A 1 4. 届出受理証明書等の交付は、原則として窓口で行います。窓口にお越しいただくことが難しく、郵送での受け取りを希望する場合は、ご相談ください。

Q 1 5. 外国籍でも届出はできますか。

A 1 5. 外国籍の方でも要件を満たしていれば届出をすることが可能です。なお、外国籍の方は在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳（翻訳者の氏名を記入）を添えて提出してください。

Q 16. 届出書受理証明書や証明カードを持っていることで、どのようなメリットがありますか。

A 16. 村上市において、家族としていくつかの行政サービスが受けられます。(各サービス等で所定の要件があります。) サービスについては、市ホームページをご確認ください。また、携帯電話の家族割引が適用される、生命保険の受取人にパートナーを指定できるといった民間サービスを受けられる場合があります。詳しくはサービス提供者にご確認ください。

Q 17. 性的マイノリティでない事実婚の二人は届出ができますか。

A 17. 制度の対象者は双方またはいずれか一方が、性自認が出生時に判定された性と一致しない、または性的指向が異性に限らない方に限定され、事実婚の方は対象となりません。

村上市 市民課 生活人権室

〒958-8501 村上市三之町1番1号

電話：0254-53-3363

FAX：0254-53-2541

Mail：shimin-ji@city.murakami.lg.jp

HP：https://www.city.murakami.lg.jp